

高松市告示第367号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用(個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収)の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西 秀人

個人演説会会場の設備の概要

1 会場の概要

区分 施設名	会場名	会場面積 (㎡)	照 明 (w)					講 演 席				聴 衆 席		マイク
			会 場	出入口	便所	弁士控室	廊下	演壇	卓子	椅子	水差湯呑	椅子数物	収用人員	
四番丁小学校跡 運動施設	屋内運動場	640	有	有	有	一	有	1	1	20	0	椅子	640	1

2 高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例

別表（第2条関係）

学校等を一時的に使用する場合の使用料

区 分	単 位	使 用 料
屋内運動場	1 時 間	820円
運 動 場	1 時 間	390円
備考		
端数があるときは、その使用時間又は端数の時間は1時間とみなす。		